

# 道州制特区提案の状況

第1回提案 (H19.12.19提案 H20.3.21閣議決定)

## 国の対応状況等

## 国への提案時期等

地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度中の省令改正により届出廃止	H19/12/12 道議会議決  H19/12/19 国へ正式提案  H20/2/14 [国] 参与会議  H20/3/21 [国] 推進本部基本方針変更の閣議決定
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	
食の安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	20年度中の政令改正により全国で実現	
	くらしの安全・安心 水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	

第2回提案 (H20.3.31提案 H21.3.27閣議決定)

環境	国土利用の規制権限等の移譲	農地転用許可は新農地法施行後5年を目処として検討	H20/3/26 道議会議決  H20/3/31 国へ正式提案  H20/3/27 [国] 推進本部基本方針変更の閣議決定
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
	森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	新制度の活用及び省令改正により対応	
観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	
	国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	
	外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の実施状況を踏まえ継続検討	
地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	

第3回提案 (H20.10.8提案 H21.3.27閣議決定)

地方自治 地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	分権改革・道州制議論を踏まえ継続検討	H20/10/3 道議会議決  H20/10/8 国へ正式提案  H20/3/27 [国] 推進本部基本方針変更の閣議決定
	道道管理権限の町村への移譲	分権改革推進要綱に基づき検討、全国措置	
	福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
	コミュニティハウスの制度創設	通知により推進、 社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
	指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	

第4回提案 (H21 第2回北海道議会定例会に提案中)

地方自治 地域再生 地域医療 健康づくり産業	「条例による法令の上書き権」の創設		道議会議決後、 国に提案予定
	国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示		
	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大		
	過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置		
	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設		

# 道州制特区提案（第3回）の概要

H20.9 北海道

## 提案項目

### ◇国、道、市町村の役割分担の整理

#### 1 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

国が行った道路や河川などの大規模建設事業等(国直轄事業)に係る施設の維持管理経費については、本来、管理主体である国が全額負担すべき経費であることから、国と地方の役割分担の明確化のため、道(地方)の負担を廃止するよう提案します。

#### 2 道道管理権限の町村への移譲

町や村が主体となって幹線道路である道道と生活道路である町村道とを一体的に管理することで、冬期間の除・排雪などの面で、より地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応が可能になるため、道道の管理権限を町村にも移譲できるよう提案します。

### ◇支え合いによる地域社会づくり

#### 3 福祉運送サービスに係る規制緩和

福祉運送サービス(福祉有償運送)は、要介護者や身体障害者等の会員に限定して運送を行うボランティア的助け合いの要素が強いことから、広域分散型の地域構造や急速な高齢化などの本道の実情を考慮し、発地又は着地のいずれかが運送区域内でなければならないという規制を本道においては適用しないよう提案します。

#### 4 コミュニティハウスの制度創設

対象者を限定せず、必要な人が誰でも利用できる「福祉のユニバーサル化」と、利用する人が一方的に助けられるだけでなく、自らも活躍できる「循環型地域福祉システム」の二つのコンセプトに基づく新しい地域福祉のかたちである「コミュニティハウス」を認知・普及させるため、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけるよう提案します。

### ◇道州制に向けた強い自治体づくり

#### 5 指定都市等の要件設定権限の移譲

将来の道州制においては基礎自治体が行政の主役となることから、基礎自治体の権限の強化に向けて指定都市等の要件設定権限を北海道に移譲し、道が市町村と協議しながら制度設計を行い、道条例で指定都市等の要件を設定できるよう提案します。

# 道州制特区提案（第4回）の概要

## 提案項目

※平成21年第2回北海道議会定例会に提案中

H21.6 北海道

### ◇地方自治・地域再生

#### 1 「条例による法令の上書き権」の創設

地域において、地域の特性に応じた施策展開ができるようにするため、地方公共団体の事務に関する法令上の基準などについては、原則として条例で書き換えることができること（上書き権）の根拠規定を地方自治法の中に創設するよう提案します。

#### 2 国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示

道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案について、北海道（特定広域団体）が事前に国の出先機関等の予算や人員体制等について把握した上で権限移譲を求めることができるよう、国が北海道からの求めに応じ、財源や人員等の内容についての情報を開示しなければならないこととするよう提案します。

#### 3 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、市町村が地域の郵便局を効果的に活用できるようにするため、現在、法律で定められている郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務を、地域の状況に応じて、条例で増やすことができるよう提案します。

### ◇地域医療

#### 4 過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

病院のベッドの一部を地域の診療所に開放し、診療所の医師と病院の医師が連携し、共同で患者の診療等を行う「開放病床」は、地域の安定的・継続的な医療体制の確保に資するものであり、こうした取組が、医師不足などにより地域医療を取り巻く環境が厳しい状況にある過疎地等において促進されるよう、開放病床を設置している病院における医療法に基づき配置すべき医師の標準数の算定式に、特例措置を講じることを提案します。

### ◇健康づくり産業

#### 5 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設

人の健康に好影響を与える、いわゆる健康食品について、その情報を表示できるのは、現在、厚生労働大臣が許可する「特定保健用食品」制度しかないことから、道内が主産地である農水産物を原料とする健康食品に関し、その情報を北海道独自の表示基準に基づき、北海道知事の許可により表示することができるよう提案します。

## 道州制特区の推進に関する意見書

### 1 真の分権型社会・地域主権型社会の実現のための道州制の推進

道州制は、「国のかたち」を変える地方分権改革の究極の姿であり、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に述べられているとおり「地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになる」と考えております。

国において、道州制ビジョン懇談会の審議や道州制特区推進法の規定に基づく特定広域団体からの提案（道州制特区提案）への対応をはじめ道州制に向けた取組を推進されるに当たっては、是非、真の分権型社会・地域主権型社会の実現のための道州制という視点で進めるべきと考えます。

特に、北海道も今回の提案の中で問題を提起している国直轄事業負担金の廃止については、全国知事会としても国に対して要望を行ってきたものであり、国と地方それぞれの責任の明確化という、道州制を推進する上で大変重要な論点に関するものであることから、国にあっては、廃止に向けて前向きに取り組むべきと考えます。

同じく提案の中で、北海道が制度創設を求めている「コミュニティハウス」については、北海道が住民や市町村と協働で制度設計を行ったものであり、福祉の新しいかたちであるとともに、分権型社会・地域主権型社会の基盤であるコミュニティの再生の一助となり、国民が期待する安全・安心な暮らしづくりにもつながるものであることから、国にあっては、法制化に向けた検討に早期に着手すべきと考えます。

### 2 道州制に向けた税源涵養方策の推進

道州制における税財政制度については、各道州の財政面での自立を理想の姿として、まず地域間の偏在の小さい税制を構築した上で、その補完として適切な財源保障・財政調整を行うべきと考えますが、道州制への円滑な移行を実現するためには、このような税財政制度の構築に加え、各道州のスタートラインを揃えるための過渡的な措置として、各道州の特性に応じた基幹産業を育成し税源を涵養する方策も講ずることが必要であります。

この方策には、北海道から道州制特区提案がなされた「特定免税店制度の創設」など税制に係るものも含まれることが想定される所であり、国においては、道州制特区提案に基づく措置等により、このような各道州の特性に応じた税源涵養方策を推進するべきと考えます。

### 3 道州制特区推進法の一層の活用

道州制という壮大な事業を成し遂げるためには、国民的な合意が不可欠であります。そのためには、できる限り多くの知見を得て、広範な議論を喚起することが重要であると考えます。

このため、国においては、道州制特区提案への積極的な対応のほか、現在北海道のみが対象となっている特定広域団体に都府県による広域連合を加えるなど、道州制特区推進法の一層の活用に努めるべきと考えます。

以上、意見を提出します。

平成21年3月25日

道州制特別区域推進本部長 麻生 太郎 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 岡山県知事 石井 正弘

参与 北海道知事 高橋 はるみ